

6月 (定例)・臨時 教育委員会会議録

日 時	平成28年 6月21日(火) 午前10時00分から
場 所	山梨市役所 3階 応接室
出席委員名	市川今朝則・廣瀬孝子・幡野勝彦・林正文・三森智文
出 席 事務局員名	小川鉄男、中村貴仁、高原歳徳、倉田憲一
委員会書記	小林徹

議題及び議事の概要

○議事

(1) 笛川小学校 学校運営協議会について

市川教育長) 笛川小学校は4月からコミュニティスクールとして開校した。5月25日委員15名を任命。運営も軌道に乗り始めた。

廣瀬職務代理) 運営に関する諸問題や意見は運営協議会で扱うということでよいか。

市川教育長) 最終判断は学校長となるが、運営に関する意見を出す場であるので、良いと思う。

幡野委員) 要綱中、部会とあるが

市川教育長) 現段階では予め決めず、必要に応じて部会を作る。

幡野委員) 要綱中、校長の求めに応じて意見を述べる、とあるが。

倉田指導主事) 学校と運営協議会が協力して運営していくという趣旨

市川教育長) 運営の最終責任は校長にある以上、完全に立場が同等かという微妙ではある。まだ、コミュニティスクール自体の数も多くはなく、各地域の実情に応じて試行錯誤の段階。

林委員) 学校評議員制度は残っているか

市川教育長) (笛川小学校以外の学校において) 残っている。

(2) 学校警察連絡制度(パートナーシップ協定)について

市川教育長) 日下部警察署管内において締結に向けて進めている。学警連はそのまま残るが個人情報のやりとりはない。パートナーシップ協定は、必要があれば個人情報のやりとりをし、児童生徒の健全育成を図る。教育委員会の承認がとれれば、その旨を返答する。

林委員) 警察と学校間で情報を得た時、学校としての指導はどのようにするのか

市川教育長) 不利益が生じないように配慮していかないといけない

幡野委員) 個人情報保護条例の範囲内とは

小川課長) 市の教育委員会を通し、個々の事案ごとに市の条例に照らし合わせ、一定のしほりをつけることになると思う。

廣瀬職務代理) 例えば幼稚園で、不審者からの声かけ事案があるような場合

市川教育長) 協定によっていままで以上の連携が図れるものと思う
市川教育長) この協定案により山梨市教育委員会として協定の方向でよいか
一同) 了承

(3) 6月議会について

市川教育長) 別紙により説明

(4) その他

市川教育長) 他市から市内へ住所を移し、しばらくしたら移転元の他市から通学する事案について学校に調査をかけた。1件該当があり、この場合は市内から通学するか市外の住所地へ転校するかどちらかとなる。家庭の事情や教育的配慮も必要であるが、今後この状況が続くのは良いことではない。来年度以降、3年間きちんと通ってもらうよう入学審査時に注意する必要がある。

小川課長) クラブ活動を理由とした区域外就学は認めていない。

次回 7月19日(火) 10時から

議決事項

学校警察連絡制度(パートナーシップ協定)の協定締結について

その他、会議において必要と認めた事項